

北村賞及び同基金に関する規程

昭和43年3月22日制定

(目的)

第1条 故北村徳太郎氏を記念するため、一般社団法人日本公園緑地協会の事業として北村賞を設ける。

(基金の額及び賞の実施)

第2条 この賞は、金2,000万円を基金とし、これより生ずる利子を以ってこれにあてる。

2 この賞の実施は、別に定める北村賞実施要領による。

(基金の管理)

第2条の2 基金は、特定資産として金融機関への預金、その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

(基金の増額及び取崩し)

第3条 基金は、理事会の議を経て増額することができる。

2 基金は、理事会の議を経て北村賞に関する事業を実施するときに限り、取り崩すことができる。

(基金の処分)

第4条 この基金は、処分することができない。但し、本協会解散の際は、本協会定款に定められた協会残余財産の処分に準じてこれを処分するものとする。

附 則 この規程は、昭和43年度より施行する。

附 則 この規程は、平成21年3月31日より施行する。

附 則 この規程は、平成24年4月1日より施行する。

北村賞実施要領

昭和 43 年 3 月 22 日制定
最終改正 平成 29 年 12 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要領は、北村賞及び同基金に関する規程第 2 条第 2 項に基づき、北村賞（以下「この賞」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(受賞対象者)

第 2 条 この賞は、公園緑地等の行政または調査、研究、計画、設計、管理・運営の理論等について全国的視点から著しい業績があった者に贈呈するものとする。

(選考委員会)

第 3 条 この賞を受ける者を選考するために、一般社団法人日本公園緑地協会（以下「協会」という。）内に北村賞選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、委員長及び委員 20 名以内で構成する。

(委員の委嘱)

第 4 条 委員会の委員は、原則として次に掲げる者について協会会長（以下「会長」という。）がこれを委嘱する。

- 一般社団法人 日本公園緑地協会理事（3 名以内）
- 公益社団法人 日本造園学会会長
- 一般財団法人 日本造園修景協会会長
- 一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会会長
- 公益財団法人 都市計画協会理事または評議員（1 名）
- 国土交通省都市局公園緑地・景観課長
- 地方公共団体職員（2 名以内）
- 学識経験者（10 名以内）

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。但し、再任をさまたげない。

2 役職による委員がその役職を退任した場合には、その後任者を以てこれに充てる。この場合の後任者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(委員長の選任)

第 6 条 委員長は、委員の中から会長が選任し、委嘱する。

(委員会の招集等)

第 7 条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(受賞候補者の推薦)

第 8 条 受賞候補者は、会長の委嘱による推薦人によるほか、あらかじめ別に定める者に推薦を依頼するものとする。

(委員会の議事)

第 9 条 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

- 2 委員会は、前条により推薦があった受賞候補者の中から、受賞者を選考するものとする。
- 3 委員会の決議は、出席委員の過半数をもってこれを決する。
- 4 やむを得ない理由のため、委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面を以て表決することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(賞状等)

第10条 この賞の受賞者には、賞状及び記念品を授与する。

(表彰の実施)

第11条 この賞の表彰は、毎年、協会定時社員総会において行う。

(その他)

第12条 その他の必要な事項は、委員会において別に定める。

改 正

平成14年1月18日

平成15年2月4日

平成17年2月1日

平成21年1月20日

平成22年1月15日

平成22年12月28日

平成23年12月1日

平成24年4月1日

平成25年1月1日

平成29年12月1日